

学校いじめ防止基本方針

青森県立青森聾学校

I はじめに

本校は、聴覚に障害がある幼児児童生徒が学ぶ学校である。本校の教育は、情報障害ともいわれる聴覚に障害がある子どもたちが、言葉や人と人との関わりを学び、その中で、自らの生き方を獲得していくという重要な役割を担っている。子どもたちは、成長と共に自らの障害に気づき、悩み、葛藤していき、さらに、周りの人々とのコミュニケーションが思うように図れないことに遭遇する。聴覚障害とは、いわば、孤独と隣り合わせの障害といっても過言ではない。

学校の外、または学校内においてもコミュニケーションへの不安や、コミュニケーションが思うように図れない疎外感や孤立感、障害に起因する冷やかしからかいは子どもたちにとって避けがたいものである。

また、情報機器を介したいじめも増加しており、それは校内外を問わずに広範囲の地域の子どもたちにわたって起こっており、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。近年はネットによるいじめも発生しているが、特に聴覚に障害のある子どもの場合、文字による情報保障でコミュニケーションが円滑に進む反面、言葉の使い方や意味の理解が習熟しないままにやりとりをして、誤解や中傷がエスカレートする場合もある。

流行性のある疾病など（昨今では新型コロナウイルス感染症）の拡大やその対策に伴う不安やストレスなどによって、ワクチンの接種の有無、新型コロナウイルスに感染した人や検査を受けた人、それぞれの家族など、様々な立場の人たちが、直接的な言動やSNSなどでの誹謗中傷、差別的な書き込みなどにより傷つけられる事案が発生する場合がある。このような行為は、人を傷つけ、人権を侵害する不適切なものであり、個人の選択の自由や尊厳を揺るがし、決してあってはならない。

また、本校では早期教育を行っているが、実態に応じて望ましい人間関係の形成に資する内容を幼児段階から取り組み、子どもの保護者と共に子どもたちが学校生活を営む上、心に大きな傷を負わせるいじめ防止に向け、様々な方向から積極的に取り組んでいかなければならない。

そこで不当な偏見や差別、いじめなどの人権侵害の発生を防ぐために、以下のことに留意しながら、児童生徒や教職員が一人ひとりの人権を大切にし、安心して学校生活を送れるようにしなければならない。日々の指導体制を整え、子どもへの健全な育成・指導に積極的に努め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを発見した場合には組織として一貫した対応に基づいて適切かつ速やかに解消するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義といじめに対する私たちの意識

「いじめ」とは、本校に在籍している子どもたちに対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の子どもたちが行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を訴えているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。更に、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った子どもが謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

私たち教職員は、いじめについて以下の認識をもたなければならない。

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめを行う側が悪い」という認識
- ・「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の最重要課題」という認識

この認識の上に立ち、いじめは絶対に許さないという姿勢をもって、日々子どもたちに接することが必要である。

また、いじめを行う側の心理の把握やいじめの態様についての理解が必要である。いじめを行う側の心理として以下のものがあげられる。嫉妬心、支配欲、愉快犯、同調性、嫌悪感、反発・報復、欲求不満等である。いじめを防止するためにこのような心理を理解し子どもたちに寄り添いながら指導することも大切である。いじめの態様としては、冷やかしの、からかい、遊びという名での暴力、仲間はずれ、命令、メールなどによる中傷、いじめの傍観などが考えられる。いじめを受ける側が否定していても、これらの状況を察知した場合の私たちの意識と対応が重要となる。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教員、心理・福祉等の専門的知識を有する関係機関により構成される組織を設置すると共に、いじめ防止等の対策年間指導計画を作成し学校全体で組織的に対応することが重要である。

（１）日常の指導体制

子どもの豊かな心を育み、いじめを未然に防止し早期に発見するための日常の指導体制を別紙Ⅰの通りとする。

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解消に向けた組織的な取り組みを別紙2の通りとする。

(3) いじめ防止に関わるいじめ防止プログラム(別紙3)は毎年生徒支援部で作成し、年度始めにいじめ防止委員会で協議する。

(4) 保護者への配布及び学校のホームページへ掲載その他の方法により、関係者が内容を確認できるようにするとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明する。

4 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを許さない学校づくりやいじめを起こさせないための心の教育が求められる。

本校は子どもの人数が少ないため、人間関係が固定化し、自分の意に沿わない行動でも仲間はずれになりたくないという思いから、他の子どもの行動に追従して問題行動を行ってしまうことが考えられる。また、相手の立場になって考える姿勢や言葉遣いに関するマナーが未熟なことから、いじめを行っているという意識がないまま、他の子どもを傷つける状況になるケースもしばしば見られる。現在は子ども間の目立ったいじめはほとんどない状況であるが、このことは将来社会自立した際に、いじめの被害者や加害者になりかねない要素を含んでいる。子どもの現在と将来のために、教育活動全体を通して規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学習指導の充実

- ・規範意識を高め、規律ある学習態度を育てる。
- ・学び合いを大切にした授業づくりをし、子どもの自己有用感を育てる。
- ・自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・個性を尊重する態度や、命を大切にする心を育てる。
- ・ボランティア活動や自治的活動を通して協調性を育てる。
- ・いじめ防止のため児童生徒会が中心となって行う活動など、子どもが自主的にいじめ問題について考え、話し合う等のいじめ防止のための活動の充実を図る。

(3) 個別の相談の充実

- ・定期的な個人面談を実施する。
- ・子どものサインを見逃さないように読み取り、少しでも気になった場合には言葉掛けをしたり、面談を適宜行ったりする。

(4) 人権教育の充実

- ・子どもの人権意識の高揚を図る。
- ・研修やチェックリストを用いて教職員の人権意識の向上を図る。

- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実を図る。
- ・講演会等の開催

(6) 保護者・関係機関との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ基本方針の趣旨や本校の取り組みを伝える。
- ・子どもの健全育成のために、学校に対する理解や協力を促す。

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解消するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。そのためには子どもが発する小さなサインも見逃すことがないように、日頃から幼児児童生徒理解に努めることが大切である。また、子どもが相談したいと思えるような信頼関係を築いておくことも肝要である。

(1) 情報収集

- ・いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けている子どもや通報した子どもの安全を確保する。「緊急時の組織的対応」(別紙2)により速やかに報告し、事実確認をする。
- ・子どもに対していじめに関するアンケートを実施する。(6月、10月、2月)

(2) 相談体制の整備

- ・面談を定期的及び必要に応じて実施し、面談記録を管理職、学部主任、教務主任、生徒指導主事、寮務部に回覧する。
- ・必要に応じて養護教諭による面談を実施する。

(3) 情報の共有

- ・子どもの些細なサインを学級担任だけでなく、学部全体で話題にし、必要に応じて管理職を含め、全校教職員間で情報共有を図る。
- ・アンケート用紙は調査年度の翌年から3年間(いじめがない回答を含む。3年以上在籍する子どもについては卒業するまで、個別の重大事態の調査に係る場合は5年間)、適切に保存する。)

6 いじめ事案への対処(事案対処)

(1) 子どもへの対応

① いじめを受けた子ども及び知らせてきた子どもへの対応

- ・いじめを受けた子ども及び知らせてきた子どもの苦痛や心情を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、いじめを受けた子ども及び知らせてきた子どもの立場に立って全力で守り抜く体制をつくる。
- ・からだの安全と心の安定を確保し、継続的に支援する。

- ・事実関係を把握する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対応について、共に考える。
- ・観察や声がけ等、継続した支援を行う。
- ・全ての子どもをとりまく環境（学級・委員会・部活動など）が平等で居心地の良い環境になっているか総点検し、必要に応じて改善する。

②いじめを行った子どもへの対応

- ・いじめを行った子どもの内面を理解し、いじめの背景にある子どもの心理を読み取りながら対応する。
- ・対応にあたっては、子どもの人格を否定せず、行った行為にしっかりと向き合わせる。
- ・いじめ対策委員会で確認された指導の方針に従って対応する。

- ・事実関係を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめを受けた子どもの苦痛に気づかせる。
- ・行為の不当性を理解させ、いじめ行為を即時停止させる。
- ・自らの行為を反省し、本心から謝罪できる状態に支援していく。
- ・心のケアをする。

③周りの子どもへの対応

- ・いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬ振りをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、結果的にはいじめに関わっていることと同じであることを自覚させる。
- ・いじめを行ったことを責めるのではなく、心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを子どもたちに伝えていくことに重点を置いて指導していく。

- ・全校集会などを適宜開いていじめの概要について説明する。
- ・その行為によって受け取る側が傷つけば、いじめであるということを伝え、理解させる。
- ・「いじめを受けた側にも問題がある」と考えることは、いじめを容認することになり、絶対にあってはならないことを伝える。
- ・いじめを受けた子どもの苦痛や恐怖、不安について、真剣に伝える。
- ・全員でこの問題を考え、取り組み、解消していきたいことを伝える。
- ・いじめに対して、自分の立場はどうであったか、そのことの問題点、また、その背景にどんな気持ちがあったか考えさせる。
- ・自分はどうすべきであったか、これからどうすべきかについて話し合ったり、考えたりする。

(2) 保護者への対応

① いじめを受けた子どもの保護者に対して

保護者の対応にあたっては、子どもがいじめを受けたことへの怒りやつらさ、不安な思いを受け止め、理解しようと努めることが大切である。学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

【初期対応】

ア いじめの事実が確定する前やいじめの情報が不足していて、いじめを受けた子どもの保護者からも情報収集が必要になった場合

- ・ 家庭訪問するか、保護者に来校してもらうなどして直接会って対応する。
- ・ 複数の教員で対応し、保護者に子どもの最近の様子について情報収集を行う。
- ・ 緊急会議を開き、迅速に事実関係の把握に努めること、いじめの事実が認められたときは、今後の対応について保護者へ伝えることを約束する。

イ いじめの事実を確認した後で、保護者に説明することになった場合

- ・ 家庭訪問するか、保護者に来校してもらうなどして直接会って対応する。
- ・ 複数の教員で対応し、いじめの経緯や学校の取り組みなどの記録を準備した上で保護者に誤解を招かぬよう誠意を持って説明する。
- ・ 解消へ向けての方策や見通しを伝える。
- ・ 保護者からの学校への要望を聞く。
- ・ 子どものことで当面気をつけなければいけないことについて、一緒に検討していく。

【継続支援と再発防止】

- ・ 全教職員が全力で子どもを守ることを伝えた上で、学校の取り組みに対して理解を求める。
- ・ 家庭で気をつけて欲しいことについてお願いする。
- ・ 心の回復状況の遅れ等、場合によっては、専門機関・関係機関を紹介する。

② いじめを行った子どもの保護者に対して

いじめの問題を解消するため、いじめを行った子どもの保護者にもその事実を伝え、その解消のため、協力を仰ぐことが必要である。しかし、保護者への連絡や報告、相談を間違った形で行うと、問題がすり替わったり、指導がいじめの解消に結びつかなかったりすることがある。早急に校内で指導方針を確立、共通理解した上で対応する必要がある。

【初期対応】

- ・ 保護者に来校してもらうなどして、直接会って対応する。
- ・ 必ず複数の教員で対応する。
- ・ 事実を時系列に沿って、保護者に正確に伝える。事実関係を伝えるときに、学校・教師側の主観を交えない。

- ・ いじめに至った要因や背景について、学校と保護者として共通理解を図る。
- ・ 「いじめ対策委員会」で確認した指導の方針を伝える。
- ・ 子どもをともに育てるという姿勢を貫き、保護者の気持ちを共感的に受け止めた上で、協力を依頼する。
- ・ いじめを行った子どもの保護者が、いじめの事実について納得したことを確認したら、必要に応じて、いじめを受けた子ども側へ謝罪する機会を設ける。

【継続支援と再発防止】

- ・ 今後の指導方針について報告し、理解と協力を得る。
- ・ 学校の指導状況及び現状を定期的、客観的に伝える。
- ・ 家庭での子どもの様子を聞くとともに、保護者の意向を確認する。

(3) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解消が困難な場合もある。いじめの早期解消のためには、学校だけで抱え込むことなく、関係機関との連携を図ることが必要である。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係子どもへの支援・指導、保護者への対応の方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉機関との連携

- ・ 家庭の療育に関する指導・助言
- ・ 家庭での子どもの生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療

⑤ 法務局との連携

- ・ 人権擁護に関する指導・助言
- ・ 学校いじめ防止基本方針や取り組み状況への指導・助言

⑥ 学校評議委員会との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針や取り組み状況への指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の子どもの誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の子どもになりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の子どもの個

人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話の実施

(3) ネットいじめへの対処

①被害者からの訴え、閲覧者からの情報、ネットパトロール等による、ネットいじめの把握

②書き込み内容の確認・保存

③いじめへの対応

- ・いじめを受けた子どもの心のケア
- ・いじめを行った子どもへの指導

④掲示板等の管理者への連絡と削除依頼

⑤削除依頼をしても削除されない場合は、警察に相談

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。また、県教育委員会に迅速に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。